

# 主張

## 認知症事故判決

### 安心の地域づくりが急がれる

しんぶん赤旗 2016年3月3日(木)

愛知県内で認知症の男性（当時91歳）が1人で外出中に列車にはねられ死亡した事故をめぐる、男性の家族がJR東海から損害賠償を求められた訴訟で、最高裁が賠償責任はないとする判決を言い渡しました。一審・二審とも家族に重い監督責任を迫る厳しい判決だっただけに、家族が逆転勝利した最高裁判決には、男性の家族はもちろん、徘徊（はいかい）を伴う認知症の人をもつ多くの家族らは安堵（あんど）し、喜びを広げています。一方、認知症の人が安心して地域で暮らせる仕組みづくりは、立ち遅れています。事態解決へ向け政治が役割を果たすことは不可欠です。

#### 介護の実態を考慮して

目を数分、離れた間に家を出て行方が分からなくなった認知症男性が列車事故にあい、そのとき発生した振り替え輸送代などを損害として請求される一。懸命に介護してきた家族にとって、これほどつらく厳しいことはありません。

男性と同居していた妻(当時85歳)は自身も要介護1で「老老介護」でした。男性の長男は離れて暮らしていますが、長男の妻は男性宅近くに移住するなどして苦労しながら介護にあたっていました。

ところが一審・二審の判決は、家族には重い監督義務があり、それを怠った過失があったなどとして一審で約720万円、二審で約360万円の賠償を命じたのです。認知症の高齢者を介護する家族は肉体的にも精神的にも大きな負担を抱えて暮らしているのに、その実態を無視した判決でした。「認知症の人を24時間つききりで見守れというのか」「高齢者を閉じ込めておくことなどできない」と認知症患者の家族、医療・介護関係者から怒りが広がったのは当然です。

これにたいし1日の最高裁判決は“同居の配偶者だからといって直ちに監督義務者になるわけではなく、介護の実態を総合的に考慮して責任を判断すべきだ”と初の判断を示しました。そして妻が要介護1であったこと、長男が遠距離で暮らしていた事実などを検討し、家族に賠償責任はないと認め、JR東海の請求を棄却しました。認知症の人を介護する国民の常識にかなう妥当な判決といえます。

監督義務者の責任の範囲をどこまで認めるのかという課題はありますが、民法の監督義務者の規定にもとづいて家族の責任ばかりを一律に求めることに「歯止め」をかけた判決の意味は重いものがあります。

同時に、認知症の人の事故をどのように防ぐのか、事故があった場合の損害をどう救済

するか、社会的な仕組みなどの検討を求める声も上がっています。認知症の高齢者が現在500万人を超え、今後も急激な増加が避けられないなか、認知症の人も家族も地域のなかで孤立することなく、安心して暮らせる仕組みや環境を整えることが急がれます。

## 尊厳ある暮らしのため

認知症による行方不明者が年間1万人を超え、鉄道事故による認知症の犠牲者が年20人以上もいる状況は深刻です。認知症の人が自由に歩ける地域づくりの努力も各地ですんでいます。国や自治体は積極的に支援すべきです。

安倍晋三政権がすすめる介護保険のサービス抑制と負担増は、高齢者の暮らしの安心の土台を揺るがすものです。国民の願いに逆行する介護破壊を中止させ、拡充に転じさせることも急務です。

## 認知症事故 家族の賠償責任認めず

### 最高裁がJR請求を棄却

しんぶん赤旗 2016年3月2日(水)

認知症の男性＝当時（91）＝が一人で外出し、列車にはねられ死亡した事故で、JR東海が遺族に損害賠償を求めた訴訟の判決が1日、最高裁第3小法廷（岡部喜代子裁判長）でありました。最高裁は男性の妻（93）と長男（65）の賠償責任を認めず、JR東海の請求を棄却する判決を言い渡しました。一、二審を覆し、遺族側の逆転全面勝訴が確定しました。

賠償責任を認めないのは、裁判官5人全員一致の意見。

第3小法廷は監督義務者について「同居する配偶者だからといって、直ちに当たるわけではない」と初判断。「認知症の人との関係性や、介護の実態などを総合的に考慮して判断すべきだ」との基準も初めて示しました。

判決後、記者会見した遺族側代理人は、「遺族側の上告理由を全面的に取り入れたすばらしい、画期的判決」と評価。「認知症の人と家族の会」も記者会見し、高見国生代表理事は、「本当にうれしい、よかった！の一言です」と涙声で話しました。

事故は2007年12月、愛知県大府市のJR東海道線の駅構内で発生。男性（要介護4）は、要介護1の妻が数分まどろんだ間に外出していました。JR東海は、家族が注意を怠ったとして振り替え輸送費などの損害約720万円の賠償を妻や横浜市在住の長男（65）らに求めました。

民法は、認知症などで責任能力がない人の賠償責任は「法定の監督義務者」が負うと規定しています。

岡部裁判長は、二審の名古屋高裁判決が民法の「夫婦の協力扶助義務」規定(752条)を根拠に妻を「法定の監督義務者」として賠償を求めた点について、「認知症の人と同居する配偶者だからといって、ただちに監督責任があるとはいえない」と明確に覆しました。

長男についても20年以上別居しており、監督義務者にあたらないとしました。

## 解説

介護の実情を踏まえ今後の羅針盤になる

最高裁は、認知症の人を介護する家族の民法上の監督責任について総合的に考慮すべきだとして、この事故で賠償責任を認めませんでした。

認知症の人は500万人を超え、25年には700万人に上ると推定されています。そうしたなか、家族に事故の賠償責任を負わせた一、二審判決が与えた衝撃は大きく、介護家族から「これでは閉じ込めるしかなく、介護が成り立たない」と悲痛な声が上がっていました。

認知症本人らでつくる会は、「外出を過剰に危険視して監視や制止をしないで。それは生きる力や意欲を著しくむしばみ、社会の偏見を強める」と訴え、介護・医療関係者や専門家らも含め、介護現場の実情を踏まえ判決の見直しを求める声が高まっていました。

判決は、そうした世論にこたえたもの。認知症になっても社会の一員として暮らせる今後の羅針盤となる大きな意義を持つものです。

(西口友紀恵)

## 5 野党の介護職員処遇改善法案

### 人材・サービス確保に力

しんぶん赤旗 2016年3月3日(木)

日本共産党、民主党、維新の党、生活の党、社民党の野党5党が2日提出した「介護職員等の処遇改善法案」は、労働者はもちろん、安心・安全のサービスを求める利用者や家族らの願いに応えるものです。

介護現場では、全産業平均の月額賃金(常勤労働者)が33万3千円に対し、ホームヘルパー22万5千円、福祉施設介護員22万3千円と約10万円も低く、深刻な人手不足が生まれ、利用者にも深刻な影響を与えています。

ところが、安倍政権は、介護事業者に支払われる介護報酬を、2015年4月から過去最大規模に匹敵する2・27%の引き下げを強行しました。

これに対し、5野党が提出した処遇改善法案は、報酬とは別に助成金を支給し、賃上げに確実に結びつく仕組みです。対象者も、直接の介護処遇に従事する労働者だけでなく、

ケアマネジャーや事務職なども含めて幅広い労働者を対象にしています。安心のサービス確保を求める国民の願いに応える内容です。

厚労省は、2025年までに新たに100万人の介護職員が必要になると推計していますが、まったく見通しはたっていません。

安倍政権が掲げる「1億総活躍社会」構想では、「介護離職ゼロ」に向けて施設整備を打ち出しましたが、介護職員の待遇改善は何もなく、「介護離職ゼロ」は名ばかりです。5野党が掲げる処遇改善こそ人材確保の確かな力です。

(深山直人)

## 主張

### 介護保険改定議論

### 安心壊す「軽度」はずしやめよ

しんぶん赤旗 2016年3月1日(火)

2018年度の介護保険制度改定へ向けた議論が、厚生労働省の審議会で開始されました。今回の改定議論で削減の標的にされているのは、要介護1・同2の人の暮らしを支える生活援助サービスです。介護保険をめぐっては、一昨年の法改悪で要支援1・同2の人の訪問介護などのサービスが保険対象から外されたばかりです。社会保障費の大幅削減のために、次から次へと介護保険改悪をすすめる安倍晋三政権の姿勢は、あまりに異常です。老後の安心・安全を願う高齢者と家族の願いに逆らい、制度の根幹を掘り崩す介護保険改悪は絶対に許されません。

#### 次から次へと改悪の暴走

介護保険の改定議論がスタートした2月半ばの厚労省の審議会に出された資料に、改悪の方向がずらりと盛り込まれました。「軽度者への支援のあり方」「福祉用具・住宅改修」「利用者負担」と抽象的な記述ですが、政府の念頭にあるのは、軽度者の利用できるサービスの制限や負担増などです。

焦点は、要介護1・同2の人の生活援助サービスの「保険外し」です。介護保険では、「自立度」や健康状態によって、軽い方から重い方へ要支援1、2から要介護1～5まで7段階の認定が行われ、その認定の度合いによって受けられるサービスが決められます。介護保険財政への公費支出をなんとか抑え込みたい安倍政権は、軽度者の使える保険サービスを削減する方向を強めてきました。

14年に安倍政権と与党が成立を強行した「医療・介護総合法」では、要支援の訪問介護・デイサービスが介護保険から外され、市区町村の事業に移されました。17年度から全自治体で実施するとしていますが、各地で、「受け皿」不足が浮き彫りになるなど利用者・家族の不安を高めています。特別養護老人ホームの入所条件も要介護3以上に厳格化され、

要介護2以下の人たちの行き場探しが、ますます困難にされています。

それに追い打ちをかけるように持ち出されてきたのが要介護1・同2の生活援助の「保険外し」です。高い保険料を払い続けたうえ、「介護サービスが必要」と介護認定されても、それに見合ったサービスが受けられないことほど矛盾した話はありません。「保険」の根幹にかかわる大問題です。

財務省の財政制度等審議会などは、生活援助で掃除や調理の利用が軽度者に多いことを、繰り返しやり玉に挙げています。乱暴な意見です。介護保険の掃除や調理の支援は、ケアプランにもとづき計画的に実施されているものです。専門家が生活援助に入ることで利用者の状態の微妙な変化にも気付き、早期対応が可能になります。生活援助の「保険外し」は、そのような対応をきわめて難しくします。その結果、利用者の重症化がすすめば介護保険財政を圧迫することにしかありません。

### 制限でなく制度充実こそ

安倍首相は12年末の政権復帰後、一定所得以上の人の利用料2割負担化や介護報酬の大規模なマイナス改定などを毎年のように実行しています。高齢者と家族にこれだけ苦難と犠牲ばかりを強いておいて、いったいどこが「介護離職ゼロ」社会なのか。安倍政権による介護保険制度破壊の加速を許さず、安心・安全の介護保障の実現へ転換させることが必要です。

## 介護職賃上げへ法案提出

### 野党5党が共同 処遇改善で人材確保

しんぶん赤旗 2016年3月3日(木)

日本共産党、民主党、維新の党、生活の党、社民党の野党5党は2日、介護・障害福祉労働者の賃金を引き上げて人材確保を進める「介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案」（介護職員等の処遇改善法案）を衆議院に共同提出しました。

介護・福祉労働者の賃金は、全産業平均より月額約10万円も低く、離職が後を絶ちません。

法案は、賃金改善に取り組む事業者に助成金を支給します。介護・障害福祉従事者だけを対象に引き上げる場合は1人当たり月額1万円、その他の従業者（事務など）も含めて引き上げる場合は1人当たり月額6000円上昇させることを想定。事業者がどちらかの助成金を選択します。

対象者の見込みは、介護・障害福祉従事者だけを対象にする事業者（全体の8割と仮定）で、約121・8万人（介護91・2万人、障害福祉30・6万人）。その他の従業者も対象にする事業者で約43・8万人（介護33・9万人、障害福祉9・9万人）。

提出後の会見で、民主党の中島克仁衆院議員は、安倍政権が「介護離職ゼロ」を掲げながら、介護報酬引き下げで経営を悪化させ、介護従事者の処遇改善に取り組んでいないと批判しました。

日本共産党の高橋千鶴子衆院議員は「5野党の共同提案が実現してうれしい。現場からは介護職員の離職ゼロがまずやられるべきだとの声が寄せられている」とし、認知症高齢者の事故で家族の賠償責任を認めなかった最高裁判決にふれ、「家族だけに介護が押し付けられないように、その一步にしていきたい」と述べました。

## 生存権脅かす社会保障改悪

### 衆院予算委 高橋氏、政策転換求める

しんぶん赤旗 2016年3月2日(水)



(写真)質問する高橋千鶴子  
議員=1日、衆院予算委

日本共産党の高橋千鶴子議員は1日の衆院予算委員会で質問に立ち、安倍政権がねらう社会保障制度の改悪計画を取り上げ、社会保障の充実で国民の懐を温める政策への転換を求めました。

高橋氏は、消費税増税分5%のうち「社会保障の充実」に充てられるのは1%にすぎず、増税分を「全額社会保障に使う」との言い分は「成り立たない」と指摘。社会保険料の負担率も申告所得200万円を山に、所得が高くなるほど負担率が低くなる逆進性を指摘(図)し、低所得者や中小企業に重い負担を是正すべきだと追及しました。

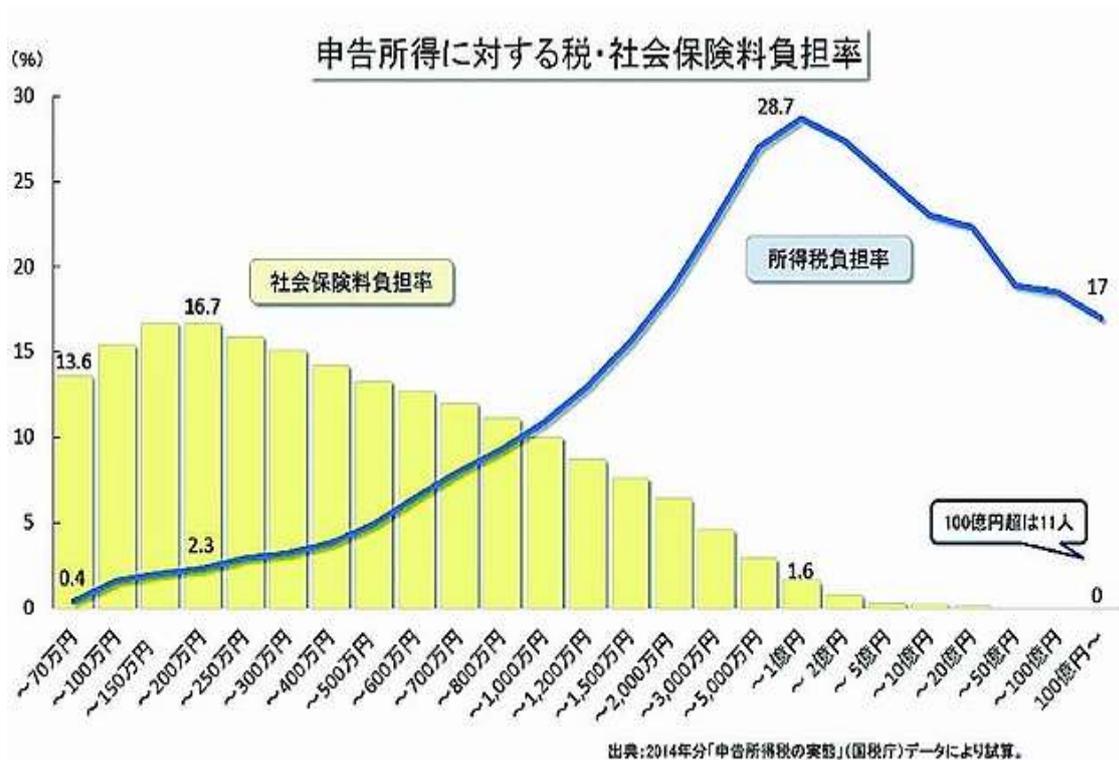
高橋氏は財務省の改革「工程表」で、「一般病床の居住費(水道光熱費)の患者負担化」「65歳~74歳の介護保険利用者負担を原則2割負担」「年金支給開始年齢のさらなる引き上げ」などの大改悪が狙われている実態を明らかにしま

した。

物価・賃金上昇よりも年金支給額の伸びを低く抑える「マクロ経済スライド」について、「デフレ」などで引き下げられなかった分を翌年度以降にまとめて引き下げる法案に言及。塩崎恭久厚労相が「調整を先送りしない」と正当化すると、高橋氏は「年金積立金の運用で損失を出しても誰も責任をとらず、年金受給者には確実に減らす仕組みだ。今でさえ暮らしていけないという声が上がっているのに身勝手だ」と批判しました。

高橋氏は、安倍政権のもとで成立した「社会保障改革プログラム法」で、「政府は...自助・自立のための環境整備等の推進を図る」とし、「自助努力」を社会保障の基本にしていると指摘。「憲法25条で定められた健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を国が保障する義務第二項を放棄したに等しい」と追及すると、首相は「自助を基本とするのが社会保障だ」と居直りました。

塩崎厚労相は時給1000円未満の労働者は、厚労省の調査で一般常用3600万人中804万人と答弁。高橋氏は、経済財政諮問会議が最低賃金引き上げの経済効果に言及していることにふれ、「国民の懐をあたためながら財政再建と経済再建に向かうべきだ」と求めました。



## 年金運用

### 黒字4.7兆円 GPIF、10~12月期

毎日新聞 2016年3月1日

年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は1日、国民年金と厚生年金の積立金に関する2015年10~12月期の運用結果が4兆7302億円の黒字だったと発表した。中国の追加金融緩和決定などで国内外の株価が上昇したことを受け、自主運用を始めた01年以降、四半期で最大の赤字額(7兆8899億円)だった15年7~9月期から運用状況が改善した。運用利回りは3.56%のプラスだった。

運用する積立金は15年12月末で139兆8249億円。保有資産割合は国内債券37.76%▽国内株式23.35%▽外国債券13.50%▽外国株式22.82%—となった。

15年4~12月の運用結果は5108億円の赤字。年明けは日経平均株価が一時1万5000円割れするなど収益がマイナス基調で、楽天証券経済研究所の山崎元客員研究員は「日経平均株価が300~400円下がれば1兆円単位の損失が出る」と指摘している。短期の運用損は年金給付額に影響しないが、3月末までの株価の動向次第では、15年度通期で赤字になる可能性がある。【堀井恵里子】

## GPIF

## 年金運用益4.7兆円 10～12月 通期赤字可能性

毎日新聞 2016年3月2日

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は1日、国民年金と厚生年金の積立金に関する2015年10～12月期の運用結果が4兆7302億円の黒字だったと発表した。中国の追加金融緩和決定などで国内外の株価が上昇したことを受け、自主運用を始めた01年以降、四半期で最大の赤字額（7兆8899億円）だった15年7～9月期から運用状況が改善した。運用利回りは3.56%のプラスだった。

運用する積立金は15年12月末で139兆8249億円。保有資産割合は国内債券37.76%▽国内株式23.35%▽外国債券13.50%▽外国株式22.82%—となった。

15年4～12月の運用結果は5108億円の赤字。年明けは日経平均株価が一時1万5000円割れするなど収益がマイナス基調で、楽天証券経済研究所の山崎元客員研究員は「日経平均株価が300～400円下がれば1兆円単位の損失が出る」と指摘している。短期の運用損は年金給付額に影響しないが、3月末までの株価の動向次第では、15年度通期で赤字になる可能性がある。【堀井恵里子】

## 年金積立金運用、4.7兆円黒字 昨年10～12月期

朝日新聞 2016年3月1日

公的年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は1日、昨年10～12月期に4兆7302億円の収益を得たと発表した。昨年7～9月期は、市場運用を始めた2001年度以降で四半期として過去最悪の赤字となる7兆8899億円の損失だったが、一転して2四半期ぶりの黒字になった。

国内外の株価上昇で評価益が膨らんだことが要因で、収益率は3.56%。資産別の収益額では、国内株式が2兆9660億円で最も多く、外国株式の1兆5854億円、国内債券の3785億円と続いた。外国債券は2179億円の損失だった。

01年度からの累積収益額は50兆2229億円で、運用資産額は昨年末時点で139兆8249億円になった。資産の構成割合は、国内株式が23.35%、外国株式が22.82%。国債を中心とした国内債券は37.76%で、四半期ベースで過去最低の比率になった。（久永隆一）

## 公的年金の運用益4兆7302億円 15年10～12月、GPIF公表

日本経済新聞 2016/3/1

公的年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は1日、2015年10～12月期の運用成績を公表した。運用益は4兆7302億円だった。国内外の株式市場が持

ち直して2四半期ぶりに黒字を確保したが、年明けから続く円高・株安で15年度通期では5年ぶりに運用損失が出る公算が大きい。

GPIFの運用資産は15年末時点で139兆8249億円になった。国内外の株式・債券の主要4資産のうち、15年10～12月期に最も寄与度が大きかったのは国内株だ。運用益は2兆9660億円で、全体の63%を占めた。外国株も好調で1兆5854億円の運用益が出た。

ただ直近の運用環境は厳しさを増している。日経平均株価は年初から約15%下落し、為替相場は約7円の円高・ドル安になった。現在の相場水準が3月末まで続くと、野村証券の西川昌宏チーフ財政アナリストの試算では、15年度は9兆2787億円の大幅な運用損失が出る計算になる。

GPIFは14年10月に国内外の株式比率を2倍にするリスク投資に比重を置いた運用改革に踏み切った。14年度は過去最高になる15兆円の運用益が出ており、実績の浮沈が激しい。GPIFの三石博之審議役は1日の記者会見で「短期で見れば収益のブレは大きくなるが、年金財政上、必要な額を下回るリスクは小さい」と強調した。

運用資産に占める国内株式の割合は15年末時点で23.35%。同年9月末から2ポイント上昇した。外国株式は22.82%で過去最高。いずれもGPIFが目安にする25%に接近した。現在は買い余りが乏しくなっており、野村証券の西川氏は「1年前に比べ、円安・株高に働きかける力が弱まっている」とみている。